

項 目	現 行	改 正
脊髄麻酔 (加算の見直し)	注 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。	注 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、所定点数に128点を加算する。
マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 (2時間まで) (項目の追加)	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 (2時間まで) 6,100点	1 別に厚生労働大臣が定める重症の患者に対して行った場合 8,300点 2 1以外の場合 6,100点
(加算の見直し)	注2 腹腔鏡下手術の場合は、100分の10に相当する点数を加算し、心臓手術 (人工心肺を用いる場合を除く。)又は伏臥位における手術の場合は、100分の50に相当する点数を加算し、坐位における脳脊髄手術、低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による手術、高頻度換気法による手術又は人工心肺を用いる心臓手術 (低体温で行う場合を除く。)の場合は、100分の100に相当する点数を加算し、人工心肺を用い低体温で行う心臓手術又は分離肺換気及び高頻度換気法を併施する手術の場合は、100分の200に相当する点数を加算する。	注2 腹腔鏡下手術又は側臥位における手術の場合は、100分の10に相当する点数を加算し、心臓手術 (人工心肺を用いる場合及び区分番号K 552-2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないもの)を除く。)又は伏臥位における手術の場合は、100分の50に相当する点数を加算し、坐位における脳脊髄手術、低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による手術、高頻度換気法による手術又は人工心肺を用いる心臓手術 (低体温で行う場合を除く。)の場合は又は区分番号K 552-2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないもの)の場合 (低体温で行う場合を除く。)は、100分の100に相当する点数を加算し、人工心肺を用い低体温で

項 目	現 行	改 正
		行う心臓手術、区分番号K 552-2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）であって低体温で行う場合又は分離肺換気及び高頻度換気法を併施する手術の場合は、100分の200に相当する点数を加算する。
(加算の削除)	注5 呼吸麻酔ガス濃度監視を行った場合は、50点を加算する。	(削除)
(区分の新設)	(新設)	低体温療法（1日につき） 12,200点
麻酔管理料 (点数の見直し)	1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 100点 2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 580点	1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 130点 2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 750点
第2節 神経ブロック料		
神経ブロック（局所麻酔剤使用） (名称の変更)	神経ブロック（局所麻酔剤使用）	神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）
(項目の変更)	5 腕神経叢ブロック、おとがい神経ブロック、舌神経ブロック、迷走神経ブロック、副神経ブロック、横隔神経ブロック、深頭神経叢ブロック、眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロック、浅頭神経叢ブロック、肩甲上神経ブロック、外側大腿皮神経ブロック、閉鎖神経ブ	5 腕神経叢ブロック、おとがい神経ブロック、舌神経ブロック、迷走神経ブロック、副神経ブロック、横隔神経ブロック、深頭神経叢ブロック、眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロック、浅頭神経叢ブロック、肩甲骨神経ブロック、外側大腿皮神経

項 目	現 行	改 正
(項目の変更)	ロック 170点 6 頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック、上喉頭神経ブロック、肋間神経ブロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブロック、大腿神経ブロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、正中神経ブロック 90点	ブロック、閉鎖神経ブロック 170点 6 頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック、上喉頭神経ブロック、肋間神経ブロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブロック、大腿神経ブロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、筋皮神経ブロック、正中神経ブロック、尺骨神経ブロック、腋窩神経ブロック、橈骨神経ブロック 90点
(注の変更)	注 上記以外の神経ブロック(局所麻酔剤使用)は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。	注 上記以外の神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。
神経ブロック(神経破壊剤使用) (名称の変更)	神経ブロック(神経破壊剤使用)	神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法使用)
(注の変更)	注 上記以外の神経ブロック(神経破壊剤使用)は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。	注 上記以外の神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法使用)は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。